

民のための政治を実行

## 名君 保科正之③

一龍齋貞花  
講談師

明暦の大火緊急対策として、1日千俵の米を炊き出し、16万両の救援金の放出によって早い復興につながり、飛び火を防ぐ火除地、狭い主要道路を広くするなど近世城下町へと形成させていったのです。想定内であれ、想定外であれ対策を実行することである。

企業においても、予想外の出起事が必ずあるはず。それにどう対処するか、決断実行がトップの任務でありますぞ。

関東大震災の時、東京市長後藤新平は、昭和通り、靖国通りの開通、拡幅。火事の類焼を防ぐ公園造り。魚河岸を日本橋から築地へ移転、築地の建物は老朽化して危険といわれていたが、今回の地震でビクともしなかった、金をかけて頑丈な建物を建てたから、目先ではない先を見据え対処したからである。

千年に1度の津波対策、スーパー堤防は必要だったのです。それがトップの裁

量。遅々として進まぬ復興、嗚呼…。

### 民の暮らし、社倉制度

正之の政の第一は民の暮らしでした。

「お救い米は、領民が困った時に藩が助けてやるに過ぎぬ。余力のある時は助けられるが、余力のない時は助けられない。また情深い藩主は助けるが、非常な藩主は余力があっても助けない、これでは領民が困る。藩に余力があってもなくても、藩主が慈悲深くあってもなくても助けなければいけない、慈悲ではなく制度にして永続的に救うことができるよう会津に社倉制度を作ろう」

これは、中国で凶作、端境期に備えて官と民共同管理で村に設けた穀物倉庫、千年前隋の文帝が、各地区に置かせた義の倉に始まり、明の時代にベトナム、朝鮮、日本に導入され、江戸時代には広島、岡山他諸藩、上杉鷹山も行っています。凶作の年に領民を助けるために米の備蓄と貸し付けを制度化。没収した所領や財産を売却して得た闕所金<sup>けっしょきん</sup>961両から7015俵1斗4升を備蓄米として買い上げ、残りは社倉金として貯える。これを郡役所で預り、窓口となって貸し出す。社倉は役所のものではなく、あくまでも領民のもので、役人は手続きを行うだけであること。権力を持って私腹を肥やす役人がありますが、会津の役人は、領主正之の心をきちんと受け止め、私腹を肥やす者無し。領民を助けるためのもので貸付利息も低

く、困った時には利息を払わないでもいいように決め、利息を取って藩を富ませようという考えは全く無し。社倉米制度は

- 郷村への救助米は、高 100 石につき 8 俵を貸す。
- 困窮している村へは、給与することもある。
- 堤防や籾倉の造成などのため人足が村へ出張した場合は給金や、宿泊費として米を与える。
- 新に農業に従事する者、また会津以外の土地から来た百姓や、火事で焼け出された者にも救助米を与える。
- 新田を開発した者に食糧として米を与える。
- 百姓を表彰する時米を与える。

#### 社倉金の制度

- 郷村の籾倉、堤防、川除、木挽、石切りの費用や、道具代を与える。
- 郷村の病人に治療を行った医者診療代、薬代なども与える。
- 備蓄米を購入する代金として使う。

社倉法は、飢饉対策だけでなく、農業の奨励、公共事業の推進、災害見舞、医療支援を盛り込み、領民のためであり、民が安心して暮らせる政治をきちんと制度化。領民は満足、大喜び。

江戸時代最大の災害といわれる天明の大飢饉（1782～8）弘前 8 万、盛岡 6 万、八戸 3 万人と東北を中心に全国で数十万

人以上の餓死者、会津藩はこの制度のお陰で 1 人の餓死者もなし。

現在も制度化されているんですが、国民が不満を持ち、満足していないのは何処に原因があるのか。また決めただけでは駄目で、緊急の時には、規則にとらわれないで対処する決断が必要。

神戸地震の時には、小里復興担当大臣が現地に張りつき「これをやれ」役人が出来ませんと言うや、「わしが責任を持つからやれ」と、素早く対処し復興を進めた。しかし今回は担当大臣が不在、ぐるぐる代る。地元にはいない。「オレを出向えないのは失礼だ」といって失脚した大臣。視察されると対応しなければならずかえって迷惑ということもあり状態を把握した上で判断すること。中には瓦礫を持ち上げているところを写真に撮らせて終わり、この写真を使って瓦礫処理をしてみましたという議員もいるとか。国民の代表たる議員の資格なし。（勿論本当の救援活動に従事議員有り）。

正之が江戸勤務になって 16 年間に農業の奨励、年貢の軽減、百姓の善行表彰、苛酷な刑罰の廃止、社倉の実施等、民のための政治が行なわれ、暮らしが楽になり犯罪も減少。

正之のような政治を行って欲しいもの、会社の経営も同じです。